

きぼーるアトリウムにおける遺失物及び拾得物の取扱いに関する要領

第1 趣旨

この要領は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）に定めるもののほか、きぼーるアトリウム（以下「アトリウム」とする。）内における拾得物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 施設占有者

法第2条第6項における施設占有者は中央区役所総務課長とする。

第3 拾得等の届出等

- （1）アトリウム内で遺失した者又は遺失物を拾得した者は、速やかに、その旨を中央区役所総務課長へ届け出るものとする。
- （2）中央区役所総務課長は、前号の規定による届出があった場合は、その旨を遺失物届書（様式第1号）又は拾得物処理台帳（様式第2号）に登載するものとする。この場合において、拾得者から拾得物の交付を受けたときは、拾得物件控書兼提出書（様式第3号）を作成し、拾得者が遺失者への氏名等の告知について同意する場合は氏名等告知の同意欄に拾得者の署名を求めるものとする。ただし、拾得者が勤務時間中の本市職員及びこれに準ずる者（アトリウムの警備、清掃その他アトリウム内において業務に従事している者）の場合は拾得者を中央区役所総務課長として届け出るものとする。
- （3）中央区役所総務課長は、拾得者から拾得物の交付を受け、拾得者の請求があったときは、その者に拾得物仮預書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、拾得者が当該拾得物に関する権利を全てもしくは一部放棄したとき、又は法第34条第3号の規定により当該拾得物に関する権利を失ったときは、拾得物仮預り書を交付しないものとする。
- （4）中央区役所総務課長は、拾得物の交付を受けた場合において、拾得者から当該拾得物に関する権利を全部もしくは一部放棄する旨の申告があったときは、拾得物件控書の権利放棄の申告欄に拾得者の署名を求めるものとする。

第4 拾得物の保管

中央区役所総務課長は、前の項第2号の規定により拾得物の交付を受けたときは、次の項第1号の規定により返還し、又は第6の項第1号若しくは第3号の規定により警察署長に提出するまでの間、当該拾得物をき損し、又は紛失しないよう保管するものとする。

第5 拾得物の返還

- (1) 中央区役所総務課長は、第3の項第2号の規定により拾得物の交付を受けた拾得物の遺失者、所有者又は物件回復の請求権を有する者（以下「遺失者等」という。）が判明したときは、速やかに返還するものとする。
- (2) 中央区役所総務課長は、前号の規定により拾得物を返還するときは、遺失物受領書（様式第5号）を徴して返還するものとする。この場合において、遺失者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって遺失者等であることを証明させるものとする。
- (3) 中央区役所総務課長は、第1号の規定により拾得物を返還したときは、その旨を拾得物処理台帳に記載するものとする。

第6 拾得物の提出

- (1) 前の項第1号の規定による返還ができない場合は、拾得物件控書兼提出書（様式第3号）により、拾得物の交付を受けた日から7日以内に所轄の警察署長に拾得物を提出するものとする。
- (2) 前号の規定により一般拾得物を警察署長に提出した場合において、拾得物預り書の交付を受けたときは、当該拾得者に対し、既に交付した拾得物仮預り書と引換えに拾得物預り書を交付するものとする。
- (3) 前の項及び第1号の規定にかかわらず、法第13条第1項ただし書に規定する物件については、直ちに所轄の警察署長に提出するものとする。
- (4) 前の項第3号の規定は、第1号又は第3号の規定により拾得物を警察署長に提出したときについて準用する。

第7 所有権を取得した物件の取扱い

本市が拾得物の所有権を取得して警察署長から拾得物の交付を受けたときは、現金にあつては直ちに市の歳入に繰り入れ、現金以外のものにあつては売却処分等をするものとする。ただし、売却が困難なものについては、廃棄することができるものとする。

第8 担当事務

アトリウム内における遺失物及び拾得物の取扱いについては、別に定めるもののほか、中央区役所総務課長が担任するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。